



答申第11号

鎌倉公審査第26号

平成9年12月22日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年9月14日付けで諮問（諮問第10号）された1994年11月に行われた〇〇小学校での〇〇教諭の言動に関する元同僚に対しての〇〇小学校長による事情聴取の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

1994年11月に行われた〇〇小学校での〇〇教諭の言動に関する元同僚に対しての〇〇小学校長による事情聴取の文書（以下「本件文書」という。）については、当該公文書は存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年7月11日付で行った本件文書に関する不存在処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、実施機関は、本件文書が不存在である理由として、〇〇教諭の前任校での言動については、伝聞や噂の域を出ない程度に軽微なものであって、文書として報告を求める必要がないと判断したため、係る事情聴取の文書は存在しないとあるが、同小での体罰事件に限っても複数の事件が起きており、仮に元同僚の回答が子供や父母からの伝聞によるものだとしても、当該教諭の違法性は阻却されない。

また、事情聴取者である校長が、聴取の範囲では情報確認が不可能と判断したのならば、その職責をもって周辺の情報を照合するなどして、事実を掌握し、報告をすべき義務があったと考える。

さらに、神奈川県公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則（以下「県規則」という。）は、第27条で「校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。」と規定し、文書報告の義務を明記している。また、鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（以下「市規則」という。）第26条に同様の報告義務を掲げている。

従って、校長が文書をもって報告しなかったのであれば、同規則に違反することは明らかであり、本件文書不存在の理由とはならない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件文書は、異議申立人から教育委員会へ平成6年11月4日に提出された、教諭の児童に対する体罰に関して調査を求める請願（以下「請願」という。）に基づいて、教職員担当主幹から依頼を受けた〇〇小学校長が、元同僚に対して行った事情聴取に関するものである。
- (2) 元同僚への事情聴取の内容は、請願で指摘された事項については、「聞いたことがない」など知らないものがあったこと、又、元同僚が聞いたとしたことのほとんどが「子供に聞いた」などというものであり、事実関係について子供や保護者から聞くなどして調査・確認したものではない。
- (3) 本件聴取は、請願に添付された資料の内容のより正確な事実関係の把握を行うことが目的であり、明らかに体罰であると断定された行為の事実確認とは趣を異にするものであり、異議申立人が言うように県規則及び市規則に違反するものではないと考える。

以上のことから、文書として報告をする必要がないと判断したため、本件文書は存在していない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取したほか、参考人からも事情聴取を行って審議を進めた結果、以下のように判断する。

- (1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

- (2) 実施機関は、本件文書について、校長は事情聴取の内容から、元同僚も「聞いたことがない」とか元同僚が「聞いた」としたことの大半が「

子供に聞いた」というものであり、また、「保護者から聞いた」など、事実関係について、関係者から直接聞くなどの調査をして認識したとは考えられず、伝え聞いたといったものであり、文書として報告する必要がないと判断したため、公文書は作成していないと主張している。

(3) 参考人は、元同僚への事情聴取の中で、体罰があったというようなはっきりしたことは出てこなかったため、文書で報告することはないと思い、報告書は作成せず、後日教職員担当主幹に口頭で報告したと述べており、また、当時としてはこれでよいと考えていたと述べている。

(4) 異議申立人は、元同僚は聴取時に録音したテープの返却を受けていないと主張しているほか、その時に校長が作成したメモの提出を求めている。

しかし、参考人は、録音したテープは教頭に返却してよい旨話をし、教頭はテープを借りた元同僚の机の上に返しており、このような方法はたびたびあり、また、校長が聴取時に作成したメモは、廃棄してしまったため、持っていないと述べている。

(5) 県規則及び市規則には、「校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。」との規定がある。

実施機関によれば、当該教諭の行為が明確に体罰であると認識していなかったものであり、又、聴いた中身が噂の域を出ないなどの内容であるため、上記規則にいう、重要な事故との認識を持たず、文書として残す必要がないと判断したものと思われる。

(6) 以上のことから明らかなように、本件文書は作成されておらず、公文書として存在しないことが認められるので、結論においては、公文書の不存在処分は妥当と判断する。

しかし、体罰があったか否かの判断は教育委員会で行われるとしても、体罰に対する調査を求めて提出された請願に基づいて、事情聴取が実施された事を考慮すると、聴取の結果はどうであれ、その経過や結果を文書として残すことにより、将来に向けて事実の透明性を確保するという見地からすれば、その事務処理に適切さを欠いた点があることは否定

できない。

なお、実施機関は、本件を一つのきっかけとして、体罰はもちろん、体罰と疑われるような行為もあってはならないとの観点に立つとともに、平成6年度から施行された公文書公開条例の精神をも考慮し、現時点では、体罰と疑わしい行為があった場合についても公文書を作成するように手続きを改めた事実が認められるところであり、本件異議申立てに対する判断は前述したとおりであるが、今後はより一層、公文書公開制度の趣旨を十分踏まえた運用がされることを期待するものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

開催年月日	処 理 経 過
7. 9. 14	諮問（諮問第10号）
9. 14	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
10. 11	不存在理由説明書を受理
10. 12	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
10. 30	意見書を受理
10. 31	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 6. 20	・ 審議（第39回審査会）
7. 18	・ 審議（第40回審査会）
8. 4	・ 審議（第41回審査会）
8. 18	・ 審議（第42回審査会）
10. 1	・ 審議（第43回審査会）
10. 31	・ 審議（第44回審査会）
11. 25	・ 審議（第45回審査会）
12. 12	・ 審議（第46回審査会）
12. 22	答 申